

意見概要	寝屋川市の考え方
<p>食品衛生法の改正により HACCP 制度が義務づけられること、ポジティブリスト制度が器具及び容器包装にも適用されることは知らなかったので、今後情報収集し職場や家庭での買い物の際にも注意したいと考えている。</p>	<p>本市では、食品衛生法の改正を含む食の安全安心に関する情報を講習会、広報誌、ホームページ等を通じて市内の食品等事業者だけでなく市民の皆様への周知に努めてまいります。</p> <p>また、令和2年度は本計画に基づき、食品関係施設等の監視指導や収去検査による流通食品の検査等の取組を実施し、食の安全安心の確保に努めてまいります。</p>